

賃金規程 内規抜粋 2022.4.1

処遇改善加算による手当（正職員）

手当の名称	額又は率	支給条件	備考
役職手当	主任（鶯園） 30,000 円	介護主任（鶯園）	うち 10,000 円
夜勤手当	夜勤1回につき支給 6,000 円		うち 2,000 円
調整手当	月額 12,000 円		
介護手当	月額（介護職員） 7,000 円	介護職員	
資格手当	月額 5,500 円	介護福祉士	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与表（基本給）の改定・給与表の改定による賞与増額分 ・ 平成23年度からの基本給増額（昇級）・基本給増額（昇級）による賞与増額分 ・ 資格取得者のお祝い金及び実地研修受講料に対する補助 ・ 社会保険料事業主負担分 			

処遇改善加算による手当（嘱託職員及びパート職員）

手当の名称	額又は率	支給条件	備考
調整手当	月額 12,000 円		嘱託職員
	月額 9,000 円	週労働20時間以上	パート職員
	月額 4,000 円	週労働20時間未満	パート職員
介護手当	月額（介護職員） 7,000 円	介護職員	パート職員は労働時間に応じて支給
資格手当	月額 5,500 円	介護福祉士	嘱託職員
	月額 2,000 円	介護福祉士	パート職員
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度からの時間給増額・時間給増額による賞与増額分 ・ 資格取得者のお祝い金及び実地研修受講料に対する補助 ・ 社会保険料事業主負担分 			

〈特定処遇改善加算〉高齢者・障害者施設の場合

介護職員等処遇改善加算支給に関する条件

- ・ ① 経験・技能のある介護職員 ② その他の介護職員 ③ その他の職種
 - ①②③のいずれかに属した職員に対して支給する(職員はいずれかに必ず属するものとする)
- ・ 10年以上の基準日は当該対象年度の初日(4月1日)とする。
経験年数に休暇中の年数は含まない。
- ・ 特定処遇改善加算の増減により支給額の増減があることもありうる。
年度末において調整を行うこともあり得る。
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算の支給条件を満たす事ができるように支給金額の調整することもありうる。
- ・ 特定処遇改善手当による①②③の職員の平均処遇改善額が2:1:1となるように配分する(規定の配分状況に
となるように支給金額の調整することもありうる)。
- ・ 当法人は岡山県内の事業所を一括して特定処遇改善加算を支給する。
- ・ 日割り計算は21.75で除した金額とする

【特定処遇改善手当】(正職員・嘱託職員)	
① 経験・技能のある介護職員(兼務者を含む)	(月額)
1. 法人内の経験年数10年以上	18,000円
2. 経験年数が他法人の経験年数(他分野・他業種は算定に入れない)を含み10年以上	16,000円
[支給資格]	
介護福祉士の資格を有していること。(介護福祉士を取得していなければ②)	
①の対象者で、岡山県内の法人事業所において、対象となる事業所の数の職員が年収440万円以上となるように調整を行うこともありうる。	
② その他(①以外)の介護職員(兼務者を含む)	(月額)
1. 介護福祉士資格取得	7,000円
2. 無資格	5,000円
③ その他(介護職員)以外の職種	(月額)
①②以外のすべての職種の職員を対象とする	5,000円
年収440万円以上の職員には支給しない(支給しない職員も平均値の母数に加えるものとする)	

【特定処遇改善手当】(嘱託職員)	
① 経験・技能のある介護職員(兼務者を含む:平均処遇改善額の算出は常勤換算とする)	(月額)
1. 法人内の経験年数10年以上	13,000円
2. 経験年数が他法人の経験年数(他分野・他業種は算定に入れない)を含み10年以上	11,000円
[支給資格]	
介護福祉士の資格を有していること。(介護福祉士を取得していなければ②)	
①の対象者で、岡山県内の法人事業所において、対象となる事業所の数の職員が年収440万円以上となるように調整を行うこともありうる。	
② その他(①以外)の介護職員(兼務者を含む:平均処遇改善額の算出は常勤換算とする)	(月額)
1. 介護福祉士資格取得	5,000円
2. 無資格	3,000円
③ その他(介護職員)以外の職種(平均処遇改善加算額の算出は実数とする)	(月額)
①②以外のすべての職種の職員を対象とする	3,000円
年収440万円以上の職員には支給しない(支給しない職員も平均値の母数に加えるものとする)	

【特定処遇改善手当】(パートタイム職員)	
① 経験・技能のある介護職員(兼務者を含む:平均処遇改善額の算出は常勤換算とする)	(月額)
1. 法人内の経験年数10年以上	週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員
2. 経験年数が他法人の経験年数(他分野・他業種は算定に入れない)を含み10年以上	週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員
[支給資格]	
介護福祉士の資格を有していること。(介護福祉士を取得していなければ②)	
①の対象者で、岡山県内の法人事業所において、対象となる事業所の数の職員が年収440万円以上となるように調整を行うこともありうる。	
② その他(①以外)の介護職員(兼務者を含む:平均処遇改善額の算出は常勤換算とする)	(月額)
1. 介護福祉士資格取得	週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員
2. 無資格	週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員
③ その他(介護職員)以外の職種(平均処遇改善加算額の算出は実数とする)	(月額)
①②以外のすべての職種の職員を対象とする	週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員
年収440万円以上の職員には支給しない(支給しない職員も平均値の母数に加えるものとする)	

〈特定処遇改善加算〉障害者施設の場合
介護職員等処遇改善加算支給に関する条件

- ・ ① 経験・技能のある介護職員 ② その他の介護職員 ③ その他の職種
 - ①②③のいずれかに属した職員に対して支給する(職員はいずれかに必ず属するものとする)
- ・ 10年以上の基準日は当該対象年度の初日(4月1日)とする。
経験年数に休暇中の年数は含まない。
- ・ 特定処遇改善加算の増減により支給額の増減があることもありうる。
年度末において調整を行うこともあり得る。
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算の支給条件を満たす事ができるように支給金額の調整することもありうる。
- ・ 特定処遇改善手当による①②③の職員の平均処遇改善額が2:1:1となるように配分する(規定の配分状況に
となるように支給金額の調整することもありうる)。
- ・ 当法人は岡山県内の事業所を一括して特定処遇改善加算を支給する。
- ・ 日割り計算は21.75で除した金額とする

【特定処遇改善手当】(正職員・嘱託職員)	
① 経験・技能のある介護職員(兼務者を含む)	(月額)
1. 法人内の経験年数10年以上	4,500円
2. 経験年数が他法人の経験年数(他分野・他業種は算定に入れない)を含み10年以上	4,000円
[支給資格]	
介護福祉士の資格を有していること。(介護福祉士を取得していなければ②)	
①の対象者で、岡山県内の法人事業所において、対象となる事業所の数の職員が年収440万円以上となるように調整を行うこともありうる。	
② その他(①以外)の介護職員(兼務者を含む)	(月額)
1. 介護福祉士資格取得	1,750円
2. 無資格	1,250円
③ その他(介護職員)以外の職種	(月額)
①②以外のすべての職種の職員を対象とする	5,000円
年収440万円以上の職員には支給しない(支給しない職員も平均値の母数に加えるものとする)	

【特定処遇改善手当】(嘱託職員)	
① 経験・技能のある介護職員(兼務者を含む:平均処遇改善額の算出は常勤換算とする)	(月額)
1. 法人内の経験年数10年以上	3,250円
2. 経験年数が他法人の経験年数(他分野・他業種は算定に入れない)を含み10年以上	2,750円
[支給資格]	
介護福祉士の資格を有していること。(介護福祉士を取得していなければ②)	
①の対象者で、岡山県内の法人事業所において、対象となる事業所の数の職員が年収440万円以上となるように調整を行うこともありうる。	
② その他(①以外)の介護職員(兼務者を含む:平均処遇改善額の算出は常勤換算とする)	(月額)
1. 介護福祉士資格取得	1,250円
2. 無資格	750円
③ その他(介護職員)以外の職種(平均処遇改善加算額の算出は実数とする)	(月額)
①②以外のすべての職種の職員を対象とする	750円
年収440万円以上の職員には支給しない(支給しない職員も平均値の母数に加えるものとする)	

【特定処遇改善手当】(パートタイム職員)	
① 経験・技能のある介護職員(兼務者を含む:平均処遇改善額の算出は常勤換算とする)	(月額)
1. 法人内の経験年数10年以上 週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員	2,250円
2. 経験年数が他法人の経験年数(他分野・他業種は算定に入れない)を含み10年以上 週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員	1,750円
[支給資格]	
介護福祉士の資格を有していること。(介護福祉士を取得していなければ②)	
①の対象者で、岡山県内の法人事業所において、対象となる事業所の数の職員が年収440万円以上となるように調整を行うこともありうる。	
② その他(①以外)の介護職員(兼務者を含む:平均処遇改善額の算出は常勤換算とする)	(月額)
1. 介護福祉士資格取得 週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員	1,000円
2. 無資格 週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員	500円
③ その他(介護職員)以外の職種(平均処遇改善加算額の算出は実数とする)	(月額)
①②以外のすべての職種の職員を対象とする 週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員	500円
年収440万円以上の職員には支給しない(支給しない職員も平均値の母数に加えるものとする)	

賃金規程 内規抜粋 2022.4.1

介護職員処遇改善支援補助金（介護職員等ベースアップ等支援加算）

岡山県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

高齢者関連事業所 調整手当	正職員・嘱託		パート20H以上		パート20H未満	
	A日曜労働	B日曜休	①日曜労働	②日曜休	③日曜労働	④日曜休
	7,000	6,000	4,000	3,000	2,000	1,000
対象施設	社会福祉法人鶯園 特別養護老人ホーム鶯園 鶯園デイサービスセンター グループホームうぐいす グループホーム蒜山 蒜山デイサービスセンター	鶯園居宅介護支援事業所 有料老人ホーム白梅寮 鶯園ホームヘルプステーション グループホーム津山 特別養護老人ホーム千寿荘 青空ワークス	蒜山居宅介護支援事業所 軽費老人ホームサンシティーうぐいす デイサービスセンター椿寿荘 グループホーム美和 特別養護老人ホーム千寿荘（東館）			

岡山県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

障がい関連事業所 調整手当	正職員・嘱託		パート20H以上		パート20H未満	
	A日曜労働	B日曜休	①日曜労働	②日曜休	③日曜労働	④日曜休
	5,000	4,000	2,000	1,000	1,000	0
対象施設	L i e b e		フリーズドライ工房まにわ			